

伊方原発をとめる 大分裁判の会ニュース

第2号 2016年10月28日発行
発行：伊方原発をとめる大分裁判の会
〒870-0802 大分市田の浦12組
TEL097-529-5030 fax097-532-3772
郵便振替01710-7-167636
E-mail: nonukes@able.ocn.ne.jp
<http://ikata-sashitome.e-bungo.jp/>

9月28日原告264名が大分地裁に提訴



午後2時に弁護団代表が大分地方裁判所に訴状を提出。いよいよ伊方原発を裁判に訴えて止める本訴訟が始まりました。この間、7月4日までに仮処分

を求めて原告団の中から4名が申立を行ってきました。これを先発隊とし、ついに裁判闘争の本体が立ち上がりました。すでに8月12日に私たちの反対の声を無視して伊方原発3号機が再稼働しました。私たちの生命と暮らしは日々恐怖にさらされることになりました。万が一、福島原発クラスの過酷事故が起これば大分県民の生活の根底を覆され、生存そのものを否定される事態にもなりかねません。

司法に訴え、司法の毅然とした判断をあおぐことでしか、動き出した原発を止めることはできません。私たちは、やらねばならぬこととして、この裁判に踏み切りました。

11月17日10時20分より第1回口頭弁論

参加者は大分地裁9時45分に裁判所集合

同封はがきで参加確認します

さっそく公判の大きな山場が訪れます。第1回口頭弁論です。原告団共同代表の松本文六氏が代表してトップバッターとして意見陳述をします。この日は原告及び応援団である私たちのグループで法廷席を埋めることで、私たちの裁判に賭ける強い意思を裁判長に示さねばなりません。ご協力をお願いします。

参加者は開廷時間よりも少し早め（9時45分）に地裁玄関前にご集合いただき、揃って法廷に入場することになります。

参加される方はニュースに同封されている「はがき」に必要事項を記載していただき、52円切手を貼って投函してください。

あなたの出番です！大法廷の原告席、傍聴席を満席にしましょう

交流・報告集会（口頭弁論終了後）
大分県弁護士会館にて：裁判所徒歩3分

本訴がスタートし、最初の公開で開催される法廷です。原告、また応援団員である私たちひとり一人がここでしっかりと裁判の様子を見つめていくことが大変大事なことです。多くの皆様のご参加をお願いします。

口頭弁論は30分程度で終了の予定です。終了後に大分県弁護士会館にご案内をし、そこで報告集会を持ちます。引き続き是非ご参加をお願いします。原告、応援団の自己紹介等の交流の時間を設けたいと思います。弁護団は第4回審尋終了後に合流します。（午前中までの時間設定です）